

令和3年12月14日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年12月14日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
日程第 6 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第6号））
日程第 8 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 9 議案第42号 令和3年度東庄町一般会計補正予算（第7号）
日程第10 議案第43号 令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井荘一君
4番 土屋光正君
5番 佐久間義房君
6番 板寺正範君
7番 花香孝彦君
8番 大網正敏君
9番 城之内一男君
10番 高木武男君
11番 鈴木正昭君
12番 山崎ひろみ君

13番 土屋 進 君

14番 宮澤 健 君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町 長 岩田 利雄 君

副 町 長 金島 正好 君

監 査 委 員 平山 茂 君

総 務 課 長 向後 喜一朗 君

町 民 課 長 伊藤 雅晃 君

まちづくり課長 鈴木 秀樹 君

健康福祉課長 池田 聡子 君

会計管理者 渡辺 佳則 君

病院事務長 寺嶋 利和 君

農業委員会事務局長 堀江 弘之 君

教 育 長 五十嵐 正憲 君

教 育 課 長 多田 克己 君

生涯学習担当課長 前田 泰孝 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 笹本 忠男

次 長 堀江 香澄

副 主 査 高橋 大助

(午前10時00分 開会)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、12番 山崎ひろみ君、
2番 柳堀忠君、兩名を指名します。

議事日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日限りとすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

おはようございます。令和3年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月7日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案5件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日1日限りとすることに合意を見ております。

審議の予定は、本日、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は二人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第3号を上程し、採決を行います。その後、承認第5号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第41号から議案第43号までを順次上程し、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会などの議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりでございます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、行政報告の前に、過日行われました議会の臨時会におきまして、宮澤議長をはじめ、新しい体制が整いました。今後とも執行部共々力を合わせながらあたってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和3年9月1日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で、10月20日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催しております。今年最後の会議として、地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、選挙関係でございますけれども、10月31日執行の衆議院議員総選挙ですが、当町の有権者数1万1,573人、投票者数7,151人、投票率は61.

79%で、4年前と比較し4.68ポイント増となりました。

次に、3ページ目、中段からの町民課の賦課徴収関係で、町県民税や国民健康保険税などの新規・更正分納入通知書を記載のとおり発送しております。

また、滞納処分といたしまして19件の財産差押えを行っており、今後も徴収率の向上に努めてまいります。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、8ページ目の福祉関係で、中段の高齢者福祉関係に記載のとおり、9月15日に敬老祝金の贈呈、9月28日に米寿をお祝いする会及び金婚をお祝いする会、また10月4日には満百歳のお祝いを行っております。今後とも高齢者が元気に生き生きとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、9ページ目、中段から10ページの衛生関係、保健関係で、記載のとおり各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

10ページ目の上段のコロナワクチン予防接種でございますけれども、11月29日現在、第1回目終了者が1万1,135名、2回目の終了者が1万6,922名となっております。

また、11ページ目の介護保険関係では、認定状況や各種サービスの利用状況を、12ページでは地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンター等の活動・利用状況を記載しております。

老人福祉はもとより町民の皆様健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、まちづくり課の関係でございますけれども、12ページ目、中段から13ページにかけての建設関係で、舗装補修工事等6件の工事と測量業務委託等の7件の委託業務を発注いたしました。

次に、農林水産関係では、14ページ、上段に記載のとおり、CSFワクチン接種を8月から10月にかけて実施をしております。

また、下段に記載の農道舗装改修工事等、2件の委託業務を発注しております。

次に、15ページ、商工・観光関係でございますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ地域経済の回復と消費促進を図るため、東庄町プレミアム商品券を販売し、11月には9,717セットを販売いたしました。

最後に、17ページ、中段、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ49.38人、90.94人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の委員会を3回、記載のとおり開催しております。

また、10月19日に小学校と中学校、こども園、給食センターを訪問して、教育関係の施設整備等についての要望を聞いてまいりました。学校の施設整備については、子供達の学びを支える根幹になりますので、今後もより豊かな教育環境となるように努めてまいります。

次の2項目め、学校教育関係の（1）諸会議等の主なものといたしまして、9月18日に保護者58名の参加を得て、こども園の入園説明会を開催いたしました。

11月30日時点でこども園の入園予定者は（2）の募集結果にありますように、該当者85名のうち72.9%に当たる62名の入園希望者の申込みがありました。

10月13日には東庄小学校に入学予定の園児78名の就学時健康診断を実施いたしました。

続いて、下段の指定寄附でございますが、明治安田生命保険相互会社成田支社様と東洋合成株式会社千葉工場様から記載の寄附をいただきました。

次の19ページから20ページにかけての3項目め、生涯学習関係といたしまして、（1）契約関係に記載のとおり5件の契約を締結いたしました。

また、中段以降の（2）生涯学習、（3）社会体育、（4）公民館関係の各種事業につきましては、新型コロナウイルスの感染対策を講じた上で、記載のとおり実施いたしました。

続いて、20ページの中段、5項目め、図書館関係では、秋の読書スタンプラリーを10月15日から11月13日まで実施、127名の方の参加がございました。

最後に、6項目めの学校給食センター関係では、（1）給食数の表にありますように小・中、こども園に給食の提供をいたしました。

また、11月25日に、町養豚経営者協議会様より寄附を頂いた豚肩ロース切身を使って西京みそ焼きの給食を提供することが出来ました。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

10番、高木です。一般質問、質問事項1、新しい東庄のために。

私は9月定例会で新しい東庄のためには、三つの改革が必要ではないかと質問させていただきましたが、そのうちの一つ、教育改革について、問題点を掘り下げて考えたいと思います。

教育環境を整えるということは、教育の原点ではないかと思えます。教育環境の一つに図書館の整備が挙げられます。図書館を整備し、読書を奨励し、知の世界を広げることは、新しい東庄にとっても本当に大切なことではないでしょうか。

人々は五千年以上前から身の回りの事柄について書き留めてきました。柔らかい粘土板に記号や符号を彫ったり、石に文字を刻んだり、今ではコンピュータに入力したりと方法は様々ですが、思想やアイデアや日々の生活について、常に記録してきました。記録を保管して分類する方法を考え出し、他の人が簡単に利用出来るようにしたり、後世のために保存したりしてきました。これが図書館の始まりです。

高度の科学技術を用いた近代的な図書館は、一見すると古代の粘土や石に刻んだ文字盤を集めた図書館とはあまり共通点がなさそうに思いますが、何千前年も隔たっていようと目的が同じという点ではつながっています。

人々が未来へ向かって進む時、これまで歩んできた道について情報を提供すること、それこそが図書館の目的ではないでしょうか。図書館は今、生きている人々を過去や未来の人々をつないでくれます。思想やアイデアが生まれ、育まれ、自由に羽ばたくことが出来る場所が図書館です。

そこでお尋ねします。

要旨1、図書館の整備について。

図書館の整備は、新しい東庄のためのまちづくりであり、教育のための環境整備でもあります。富山県で図書館によるまちづくりをしているところがありますので、

少し紹介したいと思います。

人口2,000人ほどの舟橋村です。この20年間で人口が1,000人以上増加して、2018年4月1日現在で3,064人です。なぜこのように成功したのでしょうか。

図書館建設等の初期投資に10億円以上かかっており、図書館費として毎年3,000万円ほど、図書費として400万円ほどです。本町においては、図書館費は平成30年度決算では620万円ほど、図書費は150万円ほどでしょうか。いかに力の入れようが大きいかが分かります。

1人当たりの年間貸出冊数は、舟橋村で32冊、本町における1人当たりの年間貸出冊数は1冊です。舟橋村の中学校では、4,200冊を所蔵していて、図書室にはタッチパネルがあり、8万4,000冊所蔵の村立図書館とネットワークで結ばれていて、いつでも借りることが出来ます。舟橋村における図書館に対する基本姿勢とさまざまな取組は以下のとおりです。

氾濫する情報の中で、人々が価値ある、真に必要な情報を収集、整理し、求められた資料を迅速に提供する。暮らしに役立つ本や雑誌を豊富に提供する。新刊の読み物、実用書、教養書の他に雑誌にも重点を置く。ソファなどを置き、ゆったりと読書を楽しめる空間づくりに努める。子供の夢と希望を育む読書資料センターとする。親子で楽しめる漫画も文化として認める。音と映像を楽しめる場所とする。最新の情報をコンピュータで提供する等々が挙げられます。これだけ一生懸命図書館によるまちづくりを進めていると、いろいろな効果が上がっているようです。この20年間で50%以上の人口増加、本町においてはマイナス20%、子供達の中でも読書が好きになり、知の世界が大きく広がった人も何人か出てきているようです。40人ほどの小さな集落から東大へ3人、京大へ一人、一ツ橋大へ一人の進学者を輩出したということです。

この図書館でのまちづくりの事例は、本町における図書館の整備にとって参考になることが多々あるように思います。図書館の整備は、過疎対策でもあり、教育のための環境整備でもあります。町では、図書館の再生整備についてどのような認識でしょうか。伺います。

以下、一問一答については、自席にして行います。

続いて、質問事項2、補助金について。

農業と各種団体に対する補助金についてお尋ねします。町内にある団体等は、規模の小さいところが大半です。小さな団体等にあっては、国、県、町等からの補助金は本当にありがたいことです。本町における補助金の支出にあたっては、どのような基準がありますか。お伺いいたします。

以下、一問一答については自席にて行います。

以上で最初の質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習課長（前田泰孝君）

それでは、質問事項1、質問要旨1の図書館の整備についてお答えいたします。

まず、図書館の施設面につきましては、平成22年度に大規模改修工事を実施いたしまして、以降は適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図っているところでございます。

また、公民館、石出分館の図書室におきましても、図書館と同様の業務を行い、町民の皆様により身近に図書館をご利用いただけるように取り組んでいるところでございます。

次に、運営面につきましては、まず、町ホームページからインターネットによる蔵書検索が出来るように対応しております。

また、広報活動といたしましては、広報とうのしょうに「本が好き！」というタイトルで図書館からのお知らせを隔月で掲載しており、その他、新たに入荷した本などをご紹介する図書館だよりを年4回、発行しております。

これらの蔵書の選択にあたりましては、平成11年に発行いたしましたまんが東氏物語や、今年度発行した町指定文化財常縁集複製版など、町教育委員会で発行しております郷土資料書籍をはじめといたしまして、その他、地域の特色を活かした蔵書に努め、小さくても魅力ある図書館運営を目指しております。

今後も町民の皆様により身近に図書館をご利用いただけるよう、より一層、取り組んでまいりたいと思います。

図書館につきましては以上です。よろしく申し上げます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

では、一問一答でお願いします。

本町の図書館の現況について伺います。図書館の蔵書数と年間貸出冊数、また1人当たりの貸出冊数についても伺います。お願いします。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習担当課長（前田泰孝君）

まず、蔵書数につきましては、本年、令和3年12月1日現在で2万6,991冊となっております。

年間貸出冊数につきましては、昨年度、令和2年度実績で1万3,219冊でありまして、人口1人当たりの貸出冊数ですと、ちょうど1人当たり1冊程度となっております。よろしくお願ひいたします。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

本町の図書館費と図書費について伺います。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習担当課長（前田泰孝君）

図書館費につきましては、令和3年度予算額で786万3,000円になります。なお、令和2年度、前年度決算額は634万2,386円となっており、これは図書に関する会計年度任用職員延べ4名分の報酬・給与を含んでおります。

図書費、図書購入費につきましては、令和3年度予算額で150万円、前年度、令和2年度決算額では149万2,807円であります。内訳といたしましては、書籍の購入が659冊、DVDの購入が27作品であります。なお、DVDにつきましては、図書館において一般貸出しの他、小中学生を対象とした夏休み子供映画会においても利活用しております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

教育のまち東庄を標榜する本町にあっては、図書館について、少々軽んじているように見えます。本町在住の小・中・高校生のためにも、図書館の整備はしっかりとすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習担当課長（前田泰孝君）

小学生、中学生を対象とした取組といたしましては、昨年度、青少年相談員と図書館の共催で、私がおすすめる1冊と題しまして、POPコンテストを実施し、中学生283人のご応募をいただきました。

今年度は参加対象に小学校5年生、6年生も加えまして、現在、作品を募集中であります。

また、毎年、こどもの読書週間に併せまして、スタンプラリーを実施しております。これは期間中に本を借りて、スタンプを10個集めた方、すなわち10冊貸出しを利用された方に景品をお渡ししております。

また、現在は新型コロナの影響により中止しておりますが、お話ボランティアによるお話し会、絵本の読み聞かせにつきましても、今後のコロナの状況を見ながら再開したいと考えております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

では、次に、読書を奨励するために提案します。貯金通帳のような小さな冊子に読んだ本を記録するとともに、読んだ本の冊数に応じて、こじゅりんのポイントを付与するということがいかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習担当課長（前田泰孝君）

冊子に読んだ本を記帳するという、いわゆる読書通帳につきましても、近隣市町の状況を確認しながら、早期の実施を検討しております。

また、コジュリンポイントの付与につきましても、行政ポイント対象事業の一つといたしまして、平成29年度から実施しており、返却時に1冊当たり5ポイント

を付与しております。これにつきましては、今後も引き続き継続したいと考えております。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

では、続いて、質問事項2の補助金についての一問一答を行います。

補助金は全て町民一人一人の税金。

議長（宮澤 健君）

高木議員、ちょっと待ってください。

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

それでは、高木議員の質問事項2、農業各種団体に対する補助金についてお答えをいたします。

本町における補助金の支出にあたっての基準でございますが、東庄町補助金交付規則及び各事業ごとの補助金交付要綱により定められております。東庄町補助金交付規則では、補助金等の交付の申請及び決定等に関する事項、その他、補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定しております。

補助金交付要綱では、補助対象、採択基準、補助率、申請、実績報告等について規定しております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

失礼しました。では、補助金について一問一答で行います。

補助金は全て町民一人一人の税金です。補助金の支出にあたっては、慎重であるべきです。支出しない場合もあろうかと思いますが、それはどういう時でしょうか。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

議員が言われるように、補助金の支出にあたっては慎重であるべきであると考え

ております。

補助金等の交付の申請があった時は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付するかどうかを決定しております。

審査の結果、採択基準にそぐわないものについては、補助金は支出されないこととなります。

また、偽りやその他、不正な手段により補助金の交付を受けた時や補助金を他の用途への使用が判明した場合などは、補助金の交付決定が取り消され、その返還が命ぜられることとなります。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

補助金を受けようとしている団体において、法令違反等があった場合はどうなるのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

補助金の申請内容に関連する法令違反等が判明した場合は、当該申請は不採択となります。それ以外の場合は、法令違反等の内容により判断されることとなろうかと思えます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

申請の内容以外の法令違反については、内容により判断されるということですが、20万円以下の過料が課せられる法令違反はどう判断しますか。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

20万円以下の過料が課せられる法令違反は、司法の判断がなされた法令違反である場合は、その事案ごとに法令に基づいて判断することになろうかと考えます。

議員がおっしゃっておられるとおり、補助金は町民一人一人の税金でございますので、補助金の支出にあたっては、法令に基づいて慎重に判断したいと考えます。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

10番、高木武男君。

10番（高木武男君）

今の答弁で、司法の判断がなければ法令違反ではないと認識しました。司法の判断が出るまでには長い年月と多大な費用が必要です。町民が司法の判断を求めることについては、ハードルが高過ぎます。一般町民が訴訟を起こすことなどは、無理難題なことです。町民のそんな気持ちを見透かして、司法判断という言葉が出てきたのではないのでしょうか。身近なところで交通違反について考えれば一目瞭然です。スピード違反では、スピードを測定したものが証拠となり、スピード違反が確定します。法令に照らし合わせて、証拠があれば法令違反となります。今回の案件についても、法令に違反する証拠が幾つもあります。法令に違反する確たる証拠があれば、司法の判断がなくとも法令違反であることは間違いありません。

町民一人一人の税金が原資の補助金の支出にあたっては、慎重に公正に町民が納得出来る判断をされるよう切にお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

最後に、要望を一つ申し上げます。

図書館の整備については、小・中・高校生の知の世界を広げるため、しっかりと取り組んでいただきたい。

以上で一般質問を終わります。

議長（宮澤 健君）

次に、3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

3番、桜井です。質問は一括質問、一括答弁で行います。

まず最初に、先般、広報の12月にも掲載されておりました防災重点農業用ため池について質問いたします。

2018年、西日本を中心に北海道や中部地方を含む全国的に広い範囲で発生した台風及び梅雨前線の影響による集中豪雨の影響で、多くのため池が決壊し、甚大

な被害をもたらしました。

また、千葉県においても、令和元年、台風15号、19号、10月25日の大雨と大きな災害をもたらしました。

このように、毎年のように激甚災害が発生しており、地震や大雨に備えて、ため池の決壊による被害に対応する必要があります。

先週もアメリカでスーパーセルですか、竜巻が発生して、想定外の災害が発生しているということもあります。東庄町においても、6ヶ所のため池が防災重点農業用ため池の指定を受けております。防災重点ため池の選定基準とは、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的災害を与えるおそれのあるため池とうたわれております。当町でも指定を受けているのは東今泉堰の1番堰及び2番堰、それから石出堰の1号堰及び2号堰、それから新宿堰、小南の八丁堰です。10月にこれらのため池の水を抜いて防災工事の必要性を調べたと思います。その劣化状況調査の結果はどのようになっているのか伺います。

質問要旨として、1、ため池の劣化状況調査結果について。2つ目に保全管理体制について。3番目のため池の所有者について。

次に、石出ドックの浚渫工事についてお伺いいたします。

石出ドックの浚渫については、昨年度浚渫工事をする予定であったかと思いますが、係留されている船の、いわゆる自動車で言えば車検に相当する船検、所有者の小型船舶操縦免許等の資格の確認関係及びシラス漁の解禁等があり、見送られた経緯があると思います。通常、シラス漁は12月から4月にかけて漁を行うため、今年度も浚渫工事が難しいと認識しております。船舶の持ち主からは、土砂の堆積により満潮時にしか船の出し入れが出来ない、干潮時には水門の下に係留し、満潮時にドックに入船するといった状況も伺っております。つきましては、石出ドックの浚渫工事の予定についてお伺いいたします。

次に、係留船の届出状況について伺います。

不法係留船対策については、係留している所有者や船の状況を確実にする必要があります。つきましては、現在、石出ドックに係留している船の届出状況についてお伺いいたします。

質問要旨は以上です。以降、自席にて質問いたします。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

それでは、桜井議員の質問事項1、防災重点農業用ため池についてお答えいたします。

初めに、質問要旨1、ため池の劣化状況調査結果についてでございますが、千葉県では、千葉県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画、これを令和3年3月に策定し、この計画に基づいてため池の劣化状況調査を実施しております。

防災重点農業用ため池とは、災害等により決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池として防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき千葉県知事が指定しており、県内にはこのようなため池が387ヶ所ございます。

議員がおっしゃるように、本町では、東今泉上堰、下堰、石出1号堰、2号堰、新宿堰、夏目八丁堰の六つのため池が指定されております。

今回の調査については、調査期間が来年1月末まで設定されており、結果につきましては、年度内に報告される予定でございます。

また、より詳細な調査が来年度以降に行われ、劣化状況の評価がされます。

劣化状況の評価により、防災工事が必要とされた農業用ため池については、計画的に整備が進められます。

防災工事は不要であるものの、経過観察が必要であると判断された場合は、引き続き経過観察を行うこととなります。

また、全ての防災重点農業用ため池については、管理者による年1回程度の定期点検の実施が必要となります。

経過観察、定期点検については、管理者である地元区の皆様と連携を図り、実施してまいりたいと思います。

次に、質問要旨2、防災重点農業用ため池の保全管理体制についてでございますが、管理者は地元の区となっております。規模の大きな修繕工事や改修工事等は、県が主体となって実施いたしますが、堤体の除草や施設の軽微な修繕等は管理者である地元区に行っていただいております。

軽微な修繕等の費用は、基本的には地元負担となりますが、町といたしましても、事業の内容や工事の規模等を考慮し、活用出来る補助事業や実施方法について県と

協議の上、対応してまいります。

次に、質問要旨3、ため池の所有者についてでございますが、東今泉上堰、下堰、石出1号堰、2号堰は東庄町が、夏目八丁堰は国が所有者になっております。新宿堰については登記簿が存在せず、所有者が不明になっております。県内のため池の10%程度が所有者不明になっているとのことでございます。所有者の有無にかかわらず、ため池については利用者である地元の皆様に管理していただいております。

町といたしましても、今後も地元の皆様のご協力をいただきながら、ため池の防災対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、桜井議員の質問事項2の石出ドック浚渫工事についてお答えいたします。

まず、質問要旨1の石出ドックの浚渫工事の予定についてお答えいたします。

石出ドックの浚渫については、昨年度、地元石出区から国土交通省が管理する石出樋門から利根川本線までの水路の浚渫と併せて要望がありました。

利根川本線側の水路については、東庄町が地元漁業協同組合の理解を得て、国の不法係留船対策の協力や発生予防対策の徹底を図ることを条件に国土交通省が昨年11月に浚渫を行いました。町が管理する石出のドックも水路と一緒に浚渫をする予定でしたが、議員のおっしゃるとおり船検や船舶免許の資格確認等やシラス漁の解禁などで昨年度の浚渫は見送られました。

今年度は新型コロナウイルスの影響下での不法係留船の発生予防対策や浚渫土の置場の協議等に時間を要しております。そのため、浚渫工事の予定ですが、6月から10月の出水期と12月から4月のシラス漁の期間を避けた、早くても来年の5月、もしくは11月頃となります。

続きまして、質問要旨2の係留船の届出状況についてお答えいたします。

町が直近で把握している係留船の状況ですが、現在、石出ドックに係留している船は15隻ほどです。また、係留している船の所有者、または共同名義人は、全員町内の方になっており、今後の不法係留船対策が取りやすい状況になってきました。

町としても、地元関係者や地元漁業協同組合様のご理解、ご協力を得ながら、石出船入場の管理体制を十分に整えた後、少しでも早い時期での石出ドックの浚渫を目指してまいりますので、議員の皆様方にもご協力のほど、お願いいたしまして、私の答弁を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

まず、質問1ですけれども、ハザードマップが作成されていると思いますが、ため池が決壊した時の貯水量はどのぐらいのことを想定されているのか伺います。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

ハザードマップの決壊した時の貯水量でございますが、ため池の貯水量が満水時に堤体が瞬時に決壊した場合、親子ため池については同時に決壊した場合などの最悪の条件を想定したものとなっております。それによりまして、区域を設定しております。

ただし、気象条件などにより浸水の予想区域が異なる場合もございます。また、大雨の時には河川や水路が氾濫することも十分に考えられます。浸水区域の方はもちろん、区域外の方もハザードマップを参考に日頃から避難方法や避難場所を確認しておくことが必要と考えます。

今後も町民への周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（宮澤 健君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

重点ため池以外に町でその他に何ヶ所かあるかと思うんですけれども、その辺の管理というのはどのように進めているのか伺います。

議長（宮澤 健君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

今回、6ヶ所の重点防災ため池でございますが、それ以外のため池につきましても基本的には管理は地元の利用者である区の皆様に管理者となっていただいております。同じように軽微な修繕、管理等は地元区の負担となっておりますが、こちらについても重点ため池と同様に町の方でも対処していきたいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

次に、係留船は小型船舶操縦免許等を確認し、今現在、15艘になっているということですが、確認する前は何艘あったのでしょうか。また、どのように処理したのか伺います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

町が令和2年の夏頃に確認した時に、19隻ほどの船が停泊をしておりました。その後、免許証とか船検などのコピーなどを頂きまして、確認しております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

4隻減っていますけれども……。

7番（花香孝彦君）

一般質問の途中に申し訳ありません。一般質問の仕方について再度確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（宮澤 健君）

通告では、桜井議員の方から一括質問、一括答弁という形になっておりますので、本件に関する質問は既に3回になりましたけれども、会議規則第54条、ただし書の規定によって、特に発言を許します。簡潔にお願いしたいと思います。

3番、桜井荘一君。

議長（宮澤 健君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

石出ドックについては、早急な浚渫工事をしていただいて、船の往来が、満ち潮、引き潮関係なく往来出来ることをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

以上で、桜井荘一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からとします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております林正憲氏の任期が令和4年2月19日で満了となるため、後任に清水満さんを任命いたしたく、提案させていただいた次第であります。

清水さんは、石出地区にお住まいで、現在63歳です。佐原信用金庫にお勤めされており、主に経営企画部門及びコンプライアンス担当などを歴任され、豊富な知識と経験を有する方です。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりました。ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第3号につきましては、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

議長（宮澤 健君）

日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第5号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和3年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分について承認を求めるもので、子育て世帯等臨時特別給付金について現金給付分の実施のため、予算を編成したものであります。

補正内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,138万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,837万8,000円としております。議会を招集する時間的余裕がなかったこと

から、地方自治法第179条第1項の規定により12月3日に専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により承認を求めます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

承認第5号、専決処分の承認を求めることについての内容をご説明申し上げます。

令和3年度東庄町一般会計補正予算（第6号）につきまして、12月3日に専決処分を行いましたので、承認を求めます。

先程、町長の提案理由にもありましたとおり、子育て世帯への臨時特別給付金の現金給付分を12月から支給するための費用を計上したものといたします。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

3款・民生費、2項5目・児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金の3節・職員手当等合計8万2,000円。給付事業に従事する職員の時間外勤務手当などの人件費となります。

10節・需用費合計4万9,000円。消耗品及び印刷製本費となります。

11節・役務費合計27万1,000円。郵便料及び給付金の口座振込にかかる手数料となります。

12節・システム委託料38万5,000円。給付に対応するためのシステムの改修となります。

18節・子育て世帯への臨時特別給付金8,060万円。高校生以下及び令和4年3月31日までに生まれる子供の見込み1,612人分に対して5万円給付します。

次に、歳入について申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

歳出で説明しました全額を国庫支出金で賄うものとなります。

15款・国庫支出金、2項2目2節・国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金で8,138万7,000円を計上しております。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第8、議案第41号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第41号、公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

現在、東庄町食肉センターにつきましては、指定管理者制度を導入し、指定管理者として東庄町食肉センター事業協同組合を指定しておりますが、この指定期間につきましては、本年度末をもって期間が満了となります。食肉センターにつきまし

ては、同組合による指定管理者としての管理により、経営も健全に保たれていることから、引き続き指定管理者による管理を継続すべく同組合を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

来年度から同組合を食肉センターの指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をいただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議案第41号、公の施設の指定管理者の指定の件についてをご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、東庄町食肉センターにつきましては、平成19年度に指定管理者制度を導入、東庄町食肉センター事業協同組合を指定管理者に指定し施設管理を行っております。その後の指定状況ですが、前回の指定が平成24年4月1日からの5年間、現在の指定が平成29年4月1日からの5年間となっており、令和4年3月末に指定期間が満了となります。

同組合による管理につきましては、経営の努力が見られ、経営も健全に保たれていることから、実績のある同組合を引き続き指定管理者の候補者として選定すべく同組合と協議の上、指定管理者の指定申込書の提出を依頼しました。

この申込書の提出を受け、10月12日に指定管理者選定委員会を開催し、これまでの実績等を総合的に判断した結果、施設管理も適切であること、及び近年、処理頭数も約10万頭と安定しており、経営状況も良好に推移していることから、同組合を候補者として選定いたしました。

今回、議決をいただきまして、指定管理者として指定し、管理業務等は協定書を締結することとなります。

協定の内容の詳細につきましては、今後、組合と協議をしましてまいります。指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間といたします。

また、管理委託料につきましては、物価上昇等の経費増加に鑑み、年間9,400万円を上限とする予定でございます。

なお、この管理委託料につきましては、来年度予算をご審議いただく議会におきまして、債務負担行為の設定及び年間の予算計上額につきまして、ご審議いただくこととなりますので、申し添えさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第41号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前1時からといたします。

（午前11時26分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、議案第42号、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第7号）、日程第10、議案第43号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第42号及び議案第43号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第42号、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,063万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,901万7,000円とするものであります。

主な補正内容でございますが、まず、民生費関係では、障害児通所給付費、自立支援給付費について増額補正を行っております。

次に、衛生関係では、番号制度に係るシステム改修委託について計上しております。

次に、農林水産業関係では、多面的機能支払交付金の返還金を計上しております。

次に、商工関係では、どうのしょうサイクルデーの実施主体となります町観光協会への貸付金を計上しております。

次に、土木関係では、JR下総橋駅前駐車場の整備工事を新規で計上しております。

次に、教育関係では、成人式の費用について増額補正をしております。

歳入につきましては、寄附金、返還金、国・県補助金等を補正し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第43号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,835万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,967万7,000円とするものであります。この補正につきましては、保険給付費の給付額の増額及び保険基盤安定負担金の交付額の確定に伴う繰入金の減額を盛り込むものであります。

以上、議案第42号及び議案第43号の提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第7号）の内容について説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の20ページをお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費、4目・財産管理費の14節・地域インターネット基盤施設整備工事費240万円。自営光ケーブルの架け替えの要因となる工事等の増加に伴い、増額補正するものでございます。

次に、6目・防犯対策費の18節・防犯灯修理補助金25万円。区で管理する防犯灯の設置や修理につきまして、LED化のための経費に対応するための補助金を改定したことから、増額補正するものとなります。

次に、2項1目・徴税費、税務総務費の3節・時間外勤務手当の50万円。申告等に係る事務量の増加のため、増額補正するものとなります。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の12節・戸籍附票システム改修適応版ソフトウェア保守業務6万6,000円。令和4年の戸籍法の改正に伴う戸籍附票システム改修に適応する保守業務となります。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費の3節・時間外勤務手当24万円。生活保護などの生活困窮者の対応に時間を要したことによる増額補正となります。

19節・障害児通所給付費440万円及び自立支援給付費1,052万円。この2件は、共に報酬改正によるサービス単価の増と利用人数の増による増額補正となります。こちらの財源は、共に4分の3が国・県補助金となっております。

27節・繰出金の合計マイナス73万8,000円。国民健康保険の基盤安定負担金について、負担額が確定したことにより繰出金を減額するものとなります。

次に、2目・老人福祉費につきましては、福祉への指定寄附としていただいた150万円を町内巡回バスのおでかけ号の購入に充当し、財源振替をしております。

なお、おでかけ号につきましては、故障による新規購入となり、予備費を充当して購入の手続きを進めているところでございます。

続きまして、4款・衛生費、21ページをお願いいたします、1項・保健衛生費、2目・予防費の12節・番号制度に係るシステム改修委託料569万円。健康診断結果のデータ標準化に伴うシステム改修となります。こちらは財源として240万3,000円が国庫負担金として歳入になる見込みです。

次に、3目・環境衛生費につきましては、一般会計補正予算（第3号）の歳出予算で補正しました住宅用省エネルギー設備設置補助金の県支出金につきましては、財源振替をしております。

続きまして、5款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費の合計42万7,000円。1月から採用見込みの会計年度任用職員の報酬、手当、保険料となります。

次に、5目・農地費の18節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金33万1,000円。東総用水土地改良区に対する補助金で、石出の揚水機場整備補修工事が増額となり、補助金を増額補正するものでございます。

22節・多面的機能支払交付金返還金100万2,000円。菰敷環境資源保全会の平成28年度から令和2年度までに受けた交付金の返還金となりますが、管理面積の減少と持越額が過大になったことによる返還となります。

次に、8目・ふれあいセンター費の10節・修繕料47万8,000円、合併処理浄化槽のプロワー故障による交換となります。

続きまして、6款・商工費、1項3目・商工費、観光費の20節・とうのしょうサイクルデー事業貸付金900万円。町観光協会が事業主体となるイベントのとうのしょうサイクルデーが2月上旬に実施されます。これは実証事業として、全額観光庁の補助金で実施されるものですが、実施にあたり運転資金が不足するため、無償貸付を行うものとなります。

続きまして、7款・土木費、1項1目・土木管理費、土木総務費の3節・時間外勤務手当37万円。用地交渉などにより増額補正するものとなります。

22ページに移りまして、4項2目・都市計画費、公園費の14節・公園施設整備工事費300万円。下総橋駅前駐車場の自転車置場の一部を自動車の駐車場として再整備するものです。8台ほどの増設を予定しております。

続いて、9款・教育費、2項・小学校費につきましては、教育への指定寄附としていただいた20万4,000円につきまして、修学旅行のバス増便分へ充当するものとなります。

次に、5項1目・社会教育費、社会教育総務費の合計70万3,000円。今年度の1月に実施予定でした前年度成人式につきまして、5月に実施しており、今年度の予算を使用しておりますので、本年分を増額補正するものとなります。

続いて、12款・諸支出金、1項1目・諸支出金、基金費の24節・奨学基金積立金200万円。指定寄附をいただき、奨学基金の原資として積み立てるものとなります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の18ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、1項1目・国庫負担金、民生費国庫負担金、1節・障害児者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金526万円。歳出補正で申し上げました民生費の自立支援給付費に係る国負担分となります。

同節・障害児入所給付費等国庫負担金220万円。

同様に歳出補正で申し上げました民生費の障害児通所給付費に係る国負担分となります。

4節・国民健康保険国庫負担金マイナス36万8,000円。歳出補正で申し上げました民生費の国民健康保険特別会計繰出金の国負担分の減額となります。

次に、2項3目2節・国庫補助金、衛生費国庫補助金、予防費補助金の感染症予防事業費等国庫負担金240万3,000円。歳出補正で申し上げました衛生費の番号制度に係るシステム改修の国補助金となります。

16款・県支出金、1項2目・県負担金、民生費県負担金、1節・障害児者福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金263万円、国庫負担金同様、歳出補正で申し上げました民生費の自立支援給付費に係る県負担分となります。

同節・障害児入所給付費等県負担金110万円。同様に歳出補正で申し上げました民生費の障害児通所給付費に係る県負担分となります。

4節・国民健康保険負担金の国民健康保険基盤安定負担金マイナス18万7,000円。こちらも国庫負担金同様、歳出補正の民生費で申し上げました国民健康保険特別会計繰出金の県負担分の減額となります。

次に、2項3目4節・県補助金、衛生費県補助金、環境衛生費補助金の住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金113万円。一般会計補正予算（第3号）の歳出予算で計上した同事業の県補助金が採択になりましたので、増額補正するものとなります。

18款・寄附金、1項2目1節・寄附金、指定寄附金（福祉）150万円。ブライトピック千葉様より福祉へということでご寄附をいただいております。歳出予算で申し上げましたとおり、おでかけ号の購入の財源に充当しております。

同節の指定寄附金（教育）220万4,000円。東洋合成様より200万円、明治安田生命保険様より20万4,000円頂いております。200万円は奨学基金積立金として、20万4,000円は小学校の修学旅行のバス増便分の財源として充当しております。

一つ飛びまして、21款・諸収入、5項3目5節・雑入の過年度返還金133万4,000円。歳出補正の農林水産業費で申し上げました多面的機能支払交付金返還金を菰敷環境資源保全会により返還するものですが、町補助金の上乗せ分も合わせて返還となります。

同節のとうのしょうサイクルデー事業貸付金返還金900万円。歳出補正の商工費で申し上げましたとうのしょうサイクルデー事業貸付金の返還金となります。

同節・千葉県後期高齢者医療給付金（精算分）831万5,000円。前年度の後期高齢者医療給付費の精算となります。

最後に歳入が歳出に不足する411万8,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を充当するものです。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第43号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出でございます。議案書の30ページをご覧ください。

2款・保険給付費のうち1項・療養諸費及び2項・高額療養費につきましては、

新型コロナワクチン接種の接種率向上などにより医療機関の受診控えが落ち着き、今後は受診率の上昇が見込まれる他、本町国保において特定疾病対象者の増加が見込まれることから、必要な給付額を増額するものでございます。

1項1目18節・療養給付費につきましては、予算現額の約6.8%となる6,379万2,000円、1項3目18節・療養費につきましては、約5.3%となる47万9,000円、2項1目18節・高額療養費につきましては、約10.4%となる1,408万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

なお、これら保険給付費の財源につきましては、全額が普通交付金で措置をされます。

続きまして、歳入でございます。議案書の29ページをご覧ください。

5款1項1目1節・普通交付金7,835万3,000円は、歳出における保険給付費の増額分の財源でございます。

7款1項1目1節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）マイナス3,000円並びに同2節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）マイナス73万5,000円は、当初予算で見込額として計上した保険基盤安定繰入金の国庫並びに県費交付金の交付額の確定に伴い、差額を減額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金73万8,000円は、保険基盤安定繰入金の歳入額の減額に伴い、その不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

7番、花香です。議案第42号、22ページになります。一番上の公園施設整備工事費300万円について伺います。

橘駅の駐車場ということで、本日朝、見てまいりましたが、駐車スペースから車があふれて路上駐車されており、急を要するために今回補正予算に計上されたことと思います。現状について伺うとともに、駐車場の整備について、逆に民間の月極駐車場の方にも配慮を考えていただいて、計画的にお願いしたいと思います。

その上で、併せまして笹川駅の駐車場についても同様な問題が考えられますので、

考えていただきたいと思います。

以上2点、現状についてと笹川駅の駐車場の整備について伺わせてください。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

まず1点目に、下総橋駅駐車場の現状についてなんですが、議員がおっしゃるとおり、今現在、町内外の通勤や送り迎えの方など、利用者が大変多くて、指定した駐車場以外の駐車が度々見られておまして、町の方にも住民が困っているという苦情等を受けております。その関係で、今回、地元から少しでも駐車場の数を増やしてほしいという要望があったために、現在の自転車置場の一部を自動車用の駐車場として再整備をするものでございます。

2点目として、笹川駅の駐車場の計画につきましては、こちらにつきましては、それほど橋駅駐車場ほど苦情等は受けておりませんが、町の方も現状を確認し、地元の方や地元議員さんなど、いろいろ意見を聞きながら、検討していきたいと思っています。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。

他にありますか。

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

議案書21ページ、6款・商工費、とうのしょうサイクルデー事業貸付金ですが、この事業の事業内容を教えていただきたいと思います。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

とうのしょうサイクルデー、こちらの事業内容なんですが、東庄町観光協会が主催で令和4年2月6日、日曜日に都内などのサイクリストを対象に両国駅から笹川駅まで自転車専用列車、B. B. B A S Eという列車を運行させまして、町内のサイクリングコースを1日かけて巡るイベントです。

また、昼食時やサイクリング終了後に東庄町の特産品である苺やSPF豚を使用

し、開発した新商品を参加者の皆さんに提供し、当事業に対する満足などのアンケート調査を行いまして、事業効果や課題を実証する事業です。

こちらの事業につきましては、官公庁の公募の事業の地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業という、この事業内容の採択を受けまして、100%の補助事業のものでございます。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

はい、分かりました。ということは、東庄の町民の皆さんがサイクルとか、それに参加するとか、そういう話ではなくて、電車で来たサイクリストというんですか、その方が町内を回ったり、イベントにその人達が参加してくれるという、そういうことですね。分かりました。

議長（宮澤 健君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第42号、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。閉会に先立ち町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、承認1件、議案3件を提案させていただきました。

議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件が原案のとおり同意、承認、可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

会期中に頂戴をいたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映してまいり所存であります。

令和3年も残すところあと半月ほどになりました。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が9月30日に解除され、その後、国内の新規感染者数は低い水準で抑えられております。とはいえ、感染の第6波や新たな変異株など懸念されており、引き続きうつらない、そしてうつさないことを基本として新たな生活様式に即した施策を展開してまいりたいと考えております。

国におきましては、臨時国会が開催されており、コロナ克服、新時代の開拓のための経済対策に関わる補正予算が審議中でございます。町といたしましても、これらの情報を注視し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある住民の生活や暮らしを支援する施策を展開してまいります。議員各位におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりましたが、年の瀬の慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康に

は留意をされ、益々のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮澤 健君）

私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

12月定例会、お疲れさまでした。新たな変異株、オミクロン株が蔓延し始めまして、イギリスで初めて死亡者が出ました。重症化はしにくいと言われていたけれども、感染力が非常に強く、空気感染すると言われていています。また、インフルエンザも流行しているようであります。議員各位におかれましては、体調管理をきちんとしていただきたいと思っております。

年末になるといろいろな事件も多くなってまいります。加えて、最近では大きな地震がやたらと発生しております。乾燥し、火災も発生しやすくなっております。屋根の修理は天気の良い日に行えという言葉があります。災害に備える心構えも必要であります。

迎える年が良い年でありますようにご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はご苦労さまでした。

以上で令和3年12月東庄町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時31分 閉会）